

千葉市学校適正配置の基本的考え方 ～夢広がる学校づくりへ向けて～

平成19年3月

第2次千葉市学校適正配置検討委員会

千葉市学校適正配置の基本的考え方（目次）

～夢広がる学校づくりのための学校適正配置～

| | |
|---------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 学校適正配置の必要性 | 2 |
| (1) 「公立学校の教育の充実」 | 2 |
| (2) 「教育環境の公平性」 | 3 |
| (3) 「教育資源の再配分と有効活用」 | 4 |
| 2 第1次学校適正配置からの課題 | 5 |
| (1) 「規模だけでなく配置からの検討の必要性」 | 5 |
| (2) 「学校と地域の間係を考慮することの必要性」 | 5 |
| (3) 「将来を見据えた学校適正配置計画の必要性」 | 6 |
| 千葉市の人口と児童生徒数の推移 | |
| 地域特性と学校規模 | |
| 3 学校適正配置のあり方について | 11 |
| (1) 適正規模の基準 | 11 |
| 適正規模を考える視点 | |
| 適正規模の基準 | |
| (2) 学校配置の基準 | 12 |
| 学校配置を考える視点 | |
| 学校配置の基準 | |
| (3) 学校適正配置のあり方 | 13 |
| 学校規模と学校配置の間係 | |
| 学校適正配置の具体案 | |
| 4 学校適正配置の取り組み方について | 16 |
| (1) 大規模校・小規模校への対応 | 16 |
| 大規模校（25学級以上）について | |
| 小規模校（12学級未満）について | |
| (2) 小規模校の学校適正配置の取り組み方 | 21 |
| 学校適正配置（統合）について | |
| 学校適正配置（統合）の具体例 | |
| 5 おわりに～学校適正配置の推進に向けて～ | 29 |
| 諮問（依頼） | 30 |
| 諮問理由 | 30 |
| 第2次千葉市学校適正配置検討委員会設置要綱 | 32 |

はじめに

第2次千葉市学校適正配置検討委員会委員長

明 石 要 一

第2次千葉市学校適正配置検討委員会は、平成18年6月30日に千葉市教育委員会教育長より「千葉市立小・中学校の学校適正配置の基本的考え方について」諮問を受け、「学校適正配置のあり方について」及び、「学校適正配置の取り組み方について」の2点について審議を重ねてきた。

本検討委員会は、少子高齢化や教育ニーズの多様化などの社会の変化を踏まえ、本市の現状と、第1次学校適正配置における取り組みの課題を整理し、新たな視点を設定しながら検討を行ってきた。

まず、学校適正配置については、新たに教育行財政面を考慮しつつ、「公立学校の教育の充実」「教育環境の公平性」「教育資源の再配分と有効活用」という観点からも必要であるとの確認がなされた。

諮問事項1「学校適正配置のあり方について」では、新しい視点として、規模に関しては「小学校と中学校の規模を分けてとらえる視点」「子どもの集団活動等の視点」「学校運営と指導体制の視点」、配置に関しては「地域格差の是正の視点」「学校と地域の関係への配慮の視点」「適切な通学区域の視点」を設定して、それぞれの基準を見直した。

諮問事項2「学校適正配置の取り組み方について」では、大規模校と小規模校への対応について基本的な考え方を確認し、小規模校の学校適正配置(統合)の方法として3つのパターンを提言した。学校適正配置の目的は、教育環境をより良くすることにあり、小規模校の学校適正配置(統合)の進め方については、計画案の策定から跡地利用までの全体的な流れを整理し、その中で特に、教育環境の条件整備を提言している。

本報告書が本市の学校適正配置の進展に寄与し、子どもたちが「千葉市の学校で学んで良かった」と思える学校づくりに役立つことになれば、幸いである。

1 学校適正配置の必要性

第1次千葉市学校適正配置検討委員会（以下「第1次検討委員会」という）は、その報告の中で学校適正配置の目的を「学校規模の適正化により、学校の小規模化や大規模化によって生じる、教育上・学校運営上の諸問題を解消し、21世紀の新しい教育に対応できる教育環境の総合的な整備を図る」ことにあるとした。

本検討委員会は、この報告を踏まえた上で、新たに教育行財政面を考慮しつつ学校適正配置の必要性について再検討を加え、その結果「公立学校の教育の充実」「教育環境の公平性」「教育資源の再配分と有効活用」の3つの観点からも、必要であるとの結論を得た。

* 学校適正配置：より良い教育環境の整備を目指し、学校規模と学校配置を一体のものとして検討して、小規模校や大規模校の学校規模の適正化を図り、教育上・学校運営上の諸問題を解消するための取り組み。

(1) 「公立学校の教育の充実」

現在、我が国の義務教育をめぐる状況には様々な課題が指摘されており、特に公立学校の教育力（「学校力」）を強化することが重要であると言われている。

本市では、公立小学校を卒業した約9割の児童が、市内公立中学校に進学しており、いわゆる公立学校離れという状況にはない。しかしながら、市民の期待に応え、本市の掲げる「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校づくり」を一層推進して、子どもたちの「人間力」を育成するためには、より良好な教育環境をつくることに向けての不断の努力が必要である。

平成18年4月には、本市で初めての統合校となる花島小学校が開校したが、児童の意識調査（同年8月末に2年生から6年生までの全児童を対象として実施）によると、「新しい友達ができた」89%、「行事が楽しくなった」66%など、児童の大半が統合のメリットを実感している。学校規模の適正化でより良い教育環境が生まれたことが、明らかとなっている。

こうしたことから、教育環境を整備し、公立学校における教育の充実を図る観点からも、学校規模の適正化を進めていく必要がある。

(2) 「教育環境の公平性」

第1次検討委員会の報告書でも指摘されたとおり、学校の小規模化や大規模化に伴い教育活動や学校運営上に問題を生じる場合がある。学校規模の適正化及びそれを実現する学校配置は、学校規模の大小による教育環境の不均衡や地域格差等の是正、教育環境の公平性という観点からも必要である。

例えば、中学校においては、学校規模により学校運営や教育活動に表1のような違いが見られる。教科担当の教員配置、部活動の展開数など、良好な教育環境の確保にとって学校規模が鍵となっていることがわかる。小学校においても、一定の学級数に応じて教員加配が行われるしくみとなっており、同様に学校規模が教育環境の基本的な条件となっている。

また、本市の小・中学校の、1校あたりの児童生徒数は、行政区によって相当の差が見られる。(表2のとおり)

表1 中学校の学校規模による比較

平成18年度現在の本市の具体例(各中学校を抽出)をもとに整理。中学1年生は1学級38人編成。

| 学年学級数 | 1学級 | 2学級 | 3学級 | 4学級 | 5学級 | 6～7学級 |
|-----------------|--|---------------------|---|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 学校規模 | 3学級規模 | 6学級規模 | 9学級規模 | 12学級規模 | 15学級規模 | 19学級規模 |
| 学級人数 | 40人以下 | 40～20人 | 40～27人 | 40～30人 | 40～32人 | 40～34人 |
| 学年人数 | 40人以下 | 80～41人 | 120～81人 | 160～121人 | 200～161人 | 280～201人 |
| 全校人数 | 120人以下 | 240～123人 | 360～243人 | 480～363人 | 600～483人 | 760～643人 |
| クラス替え | できない。 | クラス替えができる。 | | | | |
| 教職員配当 基準18年度 | 教諭 7人 | 教諭 11人 | 教諭 15人 | 教諭 19人 | 教諭 22人 | 教諭 27人 |
| 教科指導の 具体例 | 全教科、同一の教員が指導 複数教科を指導する場合がある 3年間、教科担任は、いつでも 同じ先生になる。 | | 3教科で複数の 教員が指導 5教科で複数の 教員が指導 7教科で複数の 教員が指導 8教科で複数の 教員が指導 学年・学級により教科担任が変わる可能性がある。 | | | |
| 教科打合せ | できない。 | 教科により可能 | 教科内で、担当教員の打ち合わせが開催できる。 | | | |
| 部活動の具 体例 | 6部活 運動系5 文科系1 (野球部とサッカー部はない) | 9部活 運動系8 文科系1 | 14部活 運動系11 文科系3 | 13部活 運動系10 文科系3 | 20部活 運動系15 文科系5 | 22部活 運動系17 文科系5 生徒の選択の幅が広い |
| 総合的な学習の時間 | 教員数が多いほど、総合的な学習の時間などに多様な取り組みを実施しやすい。 | | | | | |
| 校務分掌 | 学校規模に関わらず校務の総量に変わりがないため小規模校では、1人あたりの校務が多くなる。 | | | | | |

表2 行政区ごとの1校あたりの児童生徒数の比較

| 区 | | 現学校数(12学級未満校) | 現児童生徒数 | 1校あたり児童生徒数 |
|-----|------|---------------|--------|------------|
| 小学校 | 中央区 | 19 (7) | 8,305 | 433.9人 |
| | 花見川区 | 23 (7) | 10,119 | 429.1人 |
| | 稲毛区 | 16 (2) | 8,143 | 508.9人 |
| | 若葉区 | 20 (11) | 7,347 | 363.8人 |
| | 緑区 | 16 (4) | 8,274 | 522.6人 |
| | 美浜区 | 26 (15) | 8,950 | 355.5人 |
| | 全市 | 120 (46) | 51,138 | 426.2人 |
| 中学校 | 中央区 | 9 (7) | 3,342 | 371.3人 |
| | 花見川区 | 11 (6) | 4,357 | 396.1人 |
| | 稲毛区 | 7 (3) | 2,835 | 405.0人 |
| | 若葉区 | 10 (5) | 3,856 | 385.6人 |
| | 緑区 | 7 (2) | 3,764 | 537.7人 |
| | 美浜区 | 12 (10) | 3,265 | 272.1人 |
| | 全市 | 56 (33) | 21,419 | 382.5人 |

* 現学校数は平成18年5月1日現在。()内は12学級未満の学校数

(3) 「教育資源の再配分と有効活用」

義務教育は、機会均等、水準確保、無償制を根幹として、様々な条件のもとでその目的の実現を目指して行われるものであり、単に学校運営の効率性やコスト面から論じることができないのは当然である。

しかしながら、機会均等や水準確保などの一定の条件を満たした上での学校規模の適正化は、学校のランニングコストの削減など、行財政上の効果が大きい。その成果を教室改善や教員加配等による教育環境の充実に振り向けるなどの再配分により有効活用することが可能である。

学校規模の適正化は、学校運営の効率性の向上や教育資源の再配分による有効活用の観点からも、必要である。

参考：地方教育費調査報告書（平成17年度版）より、単位は千円

| 小学校 国 23,420校 県 851校 市 119校 千円 | | | |
|--------------------------------|---------------|-------------|------------|
| | 全国 | 千葉県 | 千葉市 |
| 教育費総額 | 6,387,351,813 | 268,955,210 | 13,756,270 |
| 1校当たりの教育費総額 | 272,730 | 316,046 | 115,598 |
| 中学校 国 11,102校 県 384校 市 56校 千円 | | | |
| | 全国 | 千葉県 | 千葉市 |
| 教育費総額 | 3,502,884,204 | 151,306,175 | 8,283,960 |
| 1校当たりの教育費総額 | 315,518 | 394,026 | 147,927 |

* 地方教育費調査は、文部科学省が都道府県教育委員会を通じて毎年実施してきた全国調査で、教育所施策のための基礎資料としているものである。1校当たりの金額は、平成17年度地方教育費調査における平成16会計年度の教育費総額を単純に学校数で割ったものである。教員の人件費は県に含まれる。

2 第1次学校適正配置からの課題

第1次学校適正配置における取り組みでは、地域や保護者から、学校として一定規模が必要なことについては概ね理解を得たが、一方で地域性を反映した様々な課題が明らかになった。本検討委員会では、これらの課題を整理し、基本的な考え方をまとめるにあたり、次の3つの観点を踏まえることとした。

(1) 「規模だけでなく配置からの検討の必要性」

第1次学校適正配置における統合候補の地域や保護者からは、「まちづくりの視点から中学校区を越えた統合」「統合に合わせた通学区域の変更」「統合校を2校の中間に配置すること」など、通学距離、小・中学校配置のバランス、地域と通学区域の整合など、学校規模だけではなく学校配置についても検討が必要であるという意見が多く出されている。

規模だけでなく配置の面からも検討することは、学校適正配置を考える上で、極めて重要なことである。

(2) 「学校と地域の関係を考慮することの必要性」

学校は、地域行事や社会体育などの地域活動の場として、また災害時の緊急避難場所として、そして地域のシンボルとしてなど、その地域の拠点となっている。

第1次学校適正配置では、統合候補となった学校の地元に、町内自治会、PTA・保護者会、青少年育成委員会などで構成される地元代表による協議の場が設置され、協議が進められた。その中で、「学校は地域の拠点という視点で配置してほしい」との意見が出されている。

地域には、青少年育成委員会や学校体育施設開放運営委員会など、通学区域のまとまりの中で活動している団体が多い。統合による学校配置の再編成を検討する際は、地域の活動団体や、地域としてのまとまりに配慮し、通学区域の調整を同時に行うことが必要である。

(3) 「将来を見据えた学校適正配置計画の必要性」

学校適正配置は、将来を見据えて計画的に進められるべきである。第1次学校適正配置では、地域や保護者から「将来の計画を示してほしい」、「何年先に統合実施というように猶予期間がほしい」などの意見が出されている。

本検討委員会では、将来を見据えた学校適正配置計画の必要性を認識するとともに、将来の人口推移と地域特性を次のようにとらえた。

千葉市の人口と児童生徒数の推移

国勢調査による本市の人口推移(図1)を見ると、総人口は増加の傾向にある。しかし、65歳以上の老年人口が増加しているのに対し、15歳未満の年少人口は減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかる。わが国が急速に少子高齢社会に移行していることから、時期のずれはあっても、本市でも同様の傾向が続くものと考えられる。因みに一定の条件下での推計であるが、今後10年間の児童生徒数の推移は、ゆるやかな増加の後に減少傾向へ移行するものと思われる。(図2のとおり)

従って、市全体としては児童生徒数が急増することは考えにくく、現在、小規模化している学校が、自然増や社会増により急速に適正規模に回復することはあまり期待できない。

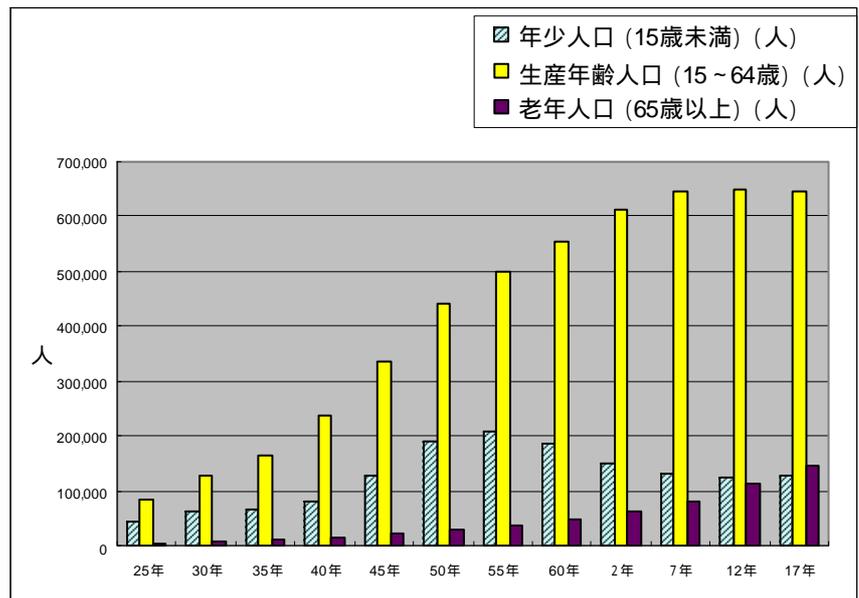


図1 千葉市の年齢3区分別人口の推移

* 国勢調査による。17年度は18年3月現在の住民基本台帳と外国人登録原票に記載された人口より作成。

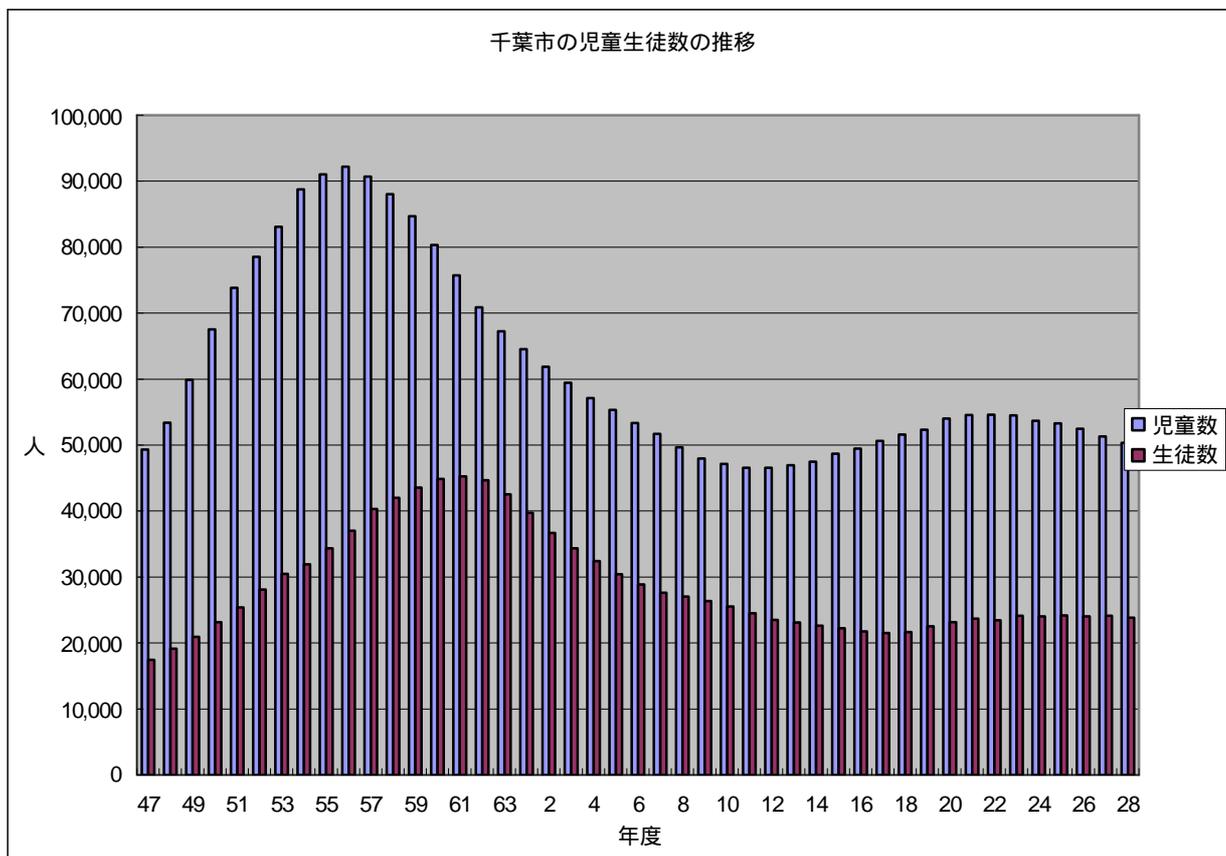


図2 本市の児童生徒数の推移

- * 昭和47年度～平成18年度は実数(18年5月1日現在:特殊学級及び生実学校を含む)
- * 平成19年度～平成28年度は推計(特殊学級及び生実学校を含まない)
- * 児童数は昭和55年頃、生徒数は昭和60年頃をピークに減少してきたが、現在ゆるやかに増加している。

<参考 児童生徒数推計の方法>

推計の方法は、コーホート要因法を基本とする。コーホート要因法は、人口変化の要因として、自然動態(出生、死亡)と社会動態(転入、転出)を考慮し、一定のグループごとに、その要因の大きさを具体的に検討して、将来人口を推計する方法であり、人口推計の最も一般的な推計方法である。また、推計の基本となるデータは、学校基本調査(出所:学校教育部学事課)と町丁別年齢別人口(登録人口)(出所:企画調整局企画課)である。推計のために設定するパラメータとして、(ア)女子再生産年齢出生率(イ)年齢別生存率(ウ)社会移動率(エ)住宅開発外社会移動率(オ)出現率(カ)入学率などを検討した。

地域特性と学校規模

本市の状況を見ると、小規模校の大半が臨海部及び内陸部の大規模住宅団地に分布している。(図3、4のとおり)これらの地域の学校は、少子化の進行や居住者の高齢化等の状況から、今後も小規模で推移すると考えられる。

この10年間の小学校の小規模校(12学級未満)の割合を見ると、市全体では40%前後であるが、美浜区と若葉区は50~60%の高い割合で推移している。同じく、中学校の小規模校(12学級未満)の割合を見ると、市全体ではこの10年間で約35%から約60%に倍増しており、特に、美浜区と中央区は約80%と高い割合を示すようになった。中学校の小規模化が大きな課題となってきた。(表3、4のとおり)

一方、幕張新都心(幕張ベイタウン)地区や千葉市東南部(おゆみ野)地区等、一部地域では学校が大規模化している。また、蘇我特定地区など、今後大規模な開発が想定される地域については、その動向を注視する必要がある。(表5のとおり)

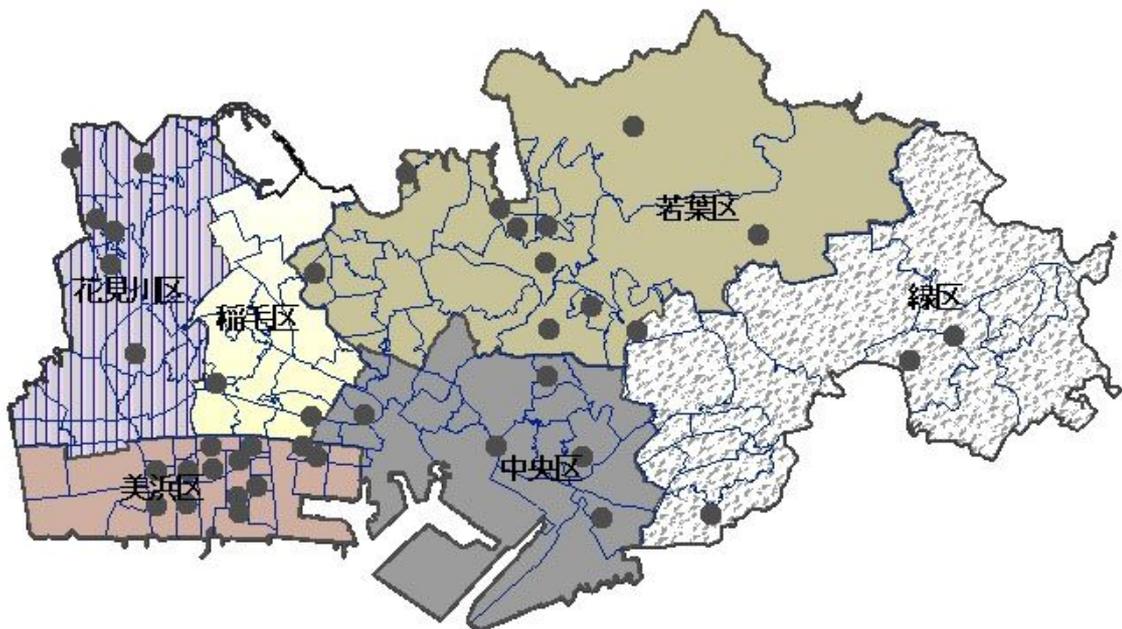


図3 小規模小学校(12学級未満)の分布(18年度現在)

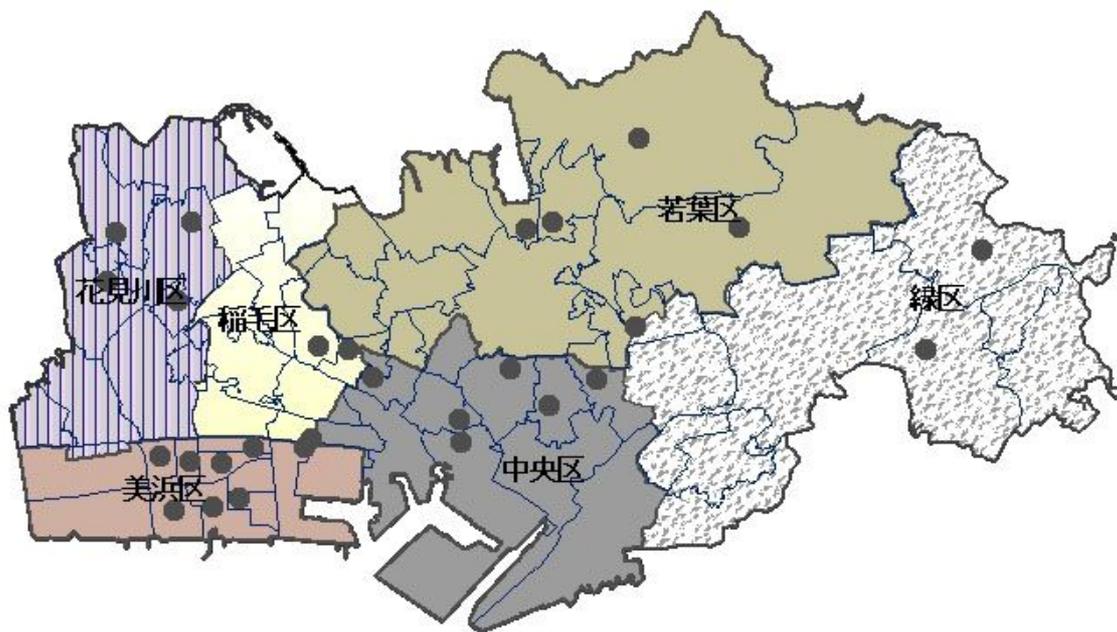


図4 小規模中学校（12学級未満）の分布（18年度現在）

表3 小規模小学校（12学級未満）の割合の推移

| 年度 | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全市割合 | 38.5% | 39.0% | 42.4% | 39.0% | 37.8% | 37.0% | 38.7% | 38.7% | 37.5% | 38.3% |
| 中央区 | 31.6% | 36.8% | 36.8% | 36.8% | 36.8% | 26.3% | 31.6% | 31.6% | 26.3% | 36.8% |
| 花見川区 | 30.4% | 33.3% | 37.5% | 37.5% | 33.3% | 33.3% | 33.3% | 33.3% | 29.2% | 29.2% |
| 稲毛区 | 12.5% | 12.5% | 18.8% | 18.8% | 12.5% | 12.5% | 12.5% | 12.5% | 12.5% | 12.5% |
| 若葉区 | 55.0% | 55.0% | 55.0% | 55.0% | 50.0% | 55.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 55.0% |
| 緑区 | 33.3% | 33.3% | 26.7% | 20.0% | 26.7% | 26.7% | 26.7% | 26.7% | 25.0% | 25.0% |
| 美浜区 | 58.3% | 54.2% | 66.7% | 54.2% | 56.0% | 56.0% | 56.0% | 56.0% | 60.0% | 60.0% |

表4 小規模中学校（12学級未満）の割合の推移

| 年度 | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全市割合 | 34.5% | 42.9% | 44.6% | 50.0% | 51.8% | 55.4% | 58.9% | 60.7% | 58.9% | 58.9% |
| 中央区 | 55.6% | 55.6% | 55.6% | 55.6% | 55.6% | 55.6% | 66.7% | 77.8% | 77.8% | 77.8% |
| 花見川区 | 9.1% | 9.1% | 18.2% | 36.4% | 45.5% | 45.5% | 54.5% | 54.5% | 54.5% | 54.5% |
| 稲毛区 | 28.6% | 28.6% | 28.6% | 28.6% | 28.6% | 42.9% | 42.9% | 42.9% | 42.9% | 42.9% |
| 若葉区 | 40.0% | 50.0% | 50.0% | 50.0% | 40.0% | 50.0% | 50.0% | 50.0% | 50.0% | 50.0% |
| 緑区 | 33.3% | 57.1% | 28.6% | 28.6% | 28.6% | 28.6% | 28.6% | 28.6% | 28.6% | 28.6% |
| 美浜区 | 41.7% | 58.3% | 75.0% | 83.3% | 91.7% | 91.7% | 91.7% | 91.7% | 83.3% | 83.3% |

表5 大規模化が予想される小学校・中学校(18年5月現在の推計値)

| | 年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-------|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 宮崎小学校 | 学級数 | 26 | 28 | 29 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| 桜木小学校 | 学級数 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 25 |

注) 大規模校(25学級以上)の小学校は平成18年度現在6校ある。その中で平成24年度(推計値)が25学級以上の小学校は2校となる。

| | 年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-------|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 蘇我中学校 | 学級数 | 23 | 26 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 花園中学校 | 学級数 | 23 | 24 | 24 | 25 | 24 | 25 | 27 |
| 泉谷中学校 | 学級数 | 22 | 24 | 25 | 27 | 29 | 32 | 31 |
| 打瀬中学校 | 学級数 | 15 | 18 | 21 | 22 | 24 | 26 | 27 |
| 有吉中学校 | 学級数 | 22 | 25 | 25 | 26 | 24 | 25 | 25 |

注) 平成24年度(推計値)が25学級以上の中学校は5校となる。泉谷中学校・有吉中学校は平成23年の鎌取第三中学校(仮称)開校により学校規模が適正化される予定である。

3 学校適正配置のあり方について

これまで述べてきたように、学校適正配置は規模と配置を一体のものとして検討する必要があるとの認識に立ち、本検討委員会は、「適正規模」と「学校配置」の2つの視点から、以下のように「学校適正配置のあり方」をまとめた。

(1) 適正規模の基準

本検討委員会は、「適正規模を考える視点」として、「小学校と中学校の規模を分けてとらえる」「子どもの集団活動等」「学校運営と指導体制」の3つの視点を設けて論点を整理し、新たに適正規模の基準を定めた。

適正規模を考える視点

ア 小学校と中学校の規模を分けてとらえる視点

学級担任による教科指導が主となる小学校と、教科担任制であり部活動が盛んな中学校というように、小学校と中学校では教育活動や学校運営に異なる面があることから、小学校と中学校それぞれ、望ましい規模を検討する。

イ 子どもの集団活動等の視点

小学校・中学校ともにクラス替えができるよう、一つの学年に複数の学級が必要である。また、児童生徒の集団活動、教員とのふれあいなどを考慮すると、小規模も大規模も共に望ましくなく、児童生徒、教員間において多様な人間関係を育むことのできる規模とすることが求められる。

ウ 学校運営と指導体制の視点

学年経営や教員の力量向上に効果的な教員の人数確保のためには、一つの学年に複数の学級が必要である。特に中学校では、専門の教科担任による指導のために、一定数以上の教員の確保を可能とする学級数が必要となる。

また、少人数指導や多様な選択教科、総合的な学習の時間など、今日的な教育を展開できる教員の人数確保のための規模が必要である。

適正規模の基準

本検討委員会では、小・中学校に分けて適正規模を検討し、望ましい規模を以下のように定めた。

<望ましい規模>

小学校は18学級(各学年3学級)以上24学級以下、中学校は12学級(各学年4学級)以上24学級以下を、望ましい規模とする。

なお、本市の実情を鑑み学校規模の適正化を進める上で以下の基準を定めた。

<学校規模の適正化を進める上での規模>

- 1 小学校は、各学年2学級以上、全体で12学級以上30学級以下とする。
- 2 中学校は、各学年4学級以上、全体で12学級以上30学級以下とする。

* 上記の基準から以下12学級未満を小規模校、25学級以上を大規模校とする。

(2) 学校配置の基準

本検討委員会では、「適正配置を考える視点」として、「地域格差の是正」「学校と地域の関係への配慮」「適切な通学区域」の3つの視点を設けて論点を整理し、新たな学校配置の基準をまとめた。

学校配置を考える視点

ア 地域格差の是正の視点

児童生徒の教育環境に格差が生じないようにする必要がある。学校規模、通学距離等に、地域によって著しい格差が生じることのないようにすることが求められる。

イ 学校と地域の関係への配慮の視点

学校は地域の拠点となっている施設でもあるので、全市的にバランスある配置が望ましい。また、学校と地域が密接な関係を築けるように通学区域を定めることが求められる。

ウ 適切な通学区域の視点

通学距離は児童生徒にとって過重な負担とならないようにする。また、通学の安全性を確保する必要がある。

学校配置の基準

- 1 児童生徒の教育環境に格差が生じないよう、学校は各地域にバランスよく配置されていることが望ましい。
- 2 通学区域は行政区や地域のまとまりと整合していることが望ましい。
- 3 児童生徒の通学を考慮し、児童生徒の居住地から4km以内に小学校、6km以内に中学校が存在していることが望ましい。

(3) 学校適正配置のあり方

学校規模と学校配置の関係

学校規模と学校配置のいずれを優先させるかは、地域の実情によって異なる。

複数の小規模校が近接して存在している場合は、学校規模の適正化を優先することが可能となり、反対に、小規模化が進んでいても、学校間が遠く離れている地域では、学校配置を優先させなければならない。

また、小学校では、安全性や通学距離、地域とのつながりをより重視する必要があるが、中学校では、教科担任制や部活動などの多様な学習活動を成立させることのできる学校規模を重視する必要がある。

さらに、小学校と中学校の配置を別々に考えるのではなく、児童生徒の望ましい人間関係の育成や地域との関わりなどの観点から、義務教育をどの学校で行うのかという視点で、小・中学校の学校配置を一体のものとして考えなくてはならない。

以上のことから、本検討委員会では、先に示した適正規模と適正配置の基準をふまえ、新たに学校適正配置の基本的考え方を次のようにまとめた。

- 1 適正規模の学校を各地域にバランスよく配置することを目標とする。(規模と配置のいずれを優先して考えるかは、地域の実情による)
- 2 小学校と中学校の学校適正配置を一体のものとして考える。また、可能な限り、1中学校区に複数の小学校が存在するようにする。
- 3 通学区域は行政区や地域のまとまりと整合していることが望ましい。ただし、地域の実情や通学距離により通学区域は弾力的なものとする。学校適正配置は、必要に応じて通学区域の調整と併せて行う。
- 4 学校適正配置を進めるにあたっては、将来を見通した推計を基に計画的に行う。

学校適正配置の具体案

ア 小学校は、全体で12学級以上(各学年2学級以上)30学級以下の規模で、概ね通学距離4km以内に存在するよう学校を配置する。

イ 中学校は、全体で12学級以上(各学年4学級以上)30学級以下の規模で、概ね通学距離6km以内に存在するよう学校を配置する。

児童生徒の通学の負担や学校での活動時間、安全性等を考慮すると、児童生徒の居住地から4km以内に小学校が、また6km以内に中学校が存在するように、小・中学校を配置することが望ましい。また、やむを得ずそれ以上の通学距離となる場合は、通学手段を確保するなどして、児童生徒の負担軽減と安全性の確保を図られたい。

ウ 4km以内に複数の小学校が、また6km以内に複数の中学校が存在する地域は、適正規模の確保を優先する。

規模と配置のどちらを優先して学校適正配置を行うかは、地域の実情によって異なる。比較的狭い地域に多くの小規模校が存在している場合は、適正規模の確保が優先されると考えられる。

適正規模の確保が優先される地域の広さとしては、学校配置の基準で「居住地から4 km以内に小学校、6 km以内に中学校が存在していること」としたことを適用したい。

エ 地域のまとまりごとに、望ましい小・中学校数を明らかにし、小・中学校を一体として学校適正配置を検討する。

小学校の学校適正配置と中学校の学校適正配置を一体のものとして計画することが求められる。その際、まず、地域のまとまりごとに望ましい小・中学校数を明らかにする作業が必要であると考ええる。

具体的には、まず中学校の学校適正配置を考え、その中学校区内の小学校の配置を考える方法、逆に小学校の学校適正配置を踏まえて中学校の配置を考える方法などが考えられるが、地域の実情に応じて適切な方法を選択することになる。また、地域は限られるが、小中一貫校など新たな制度の導入による学校適正配置の検討も一つの方法であると考ええる。

オ 必要に応じ、学校適正配置と併せて通学区域の調整を行うことが求められる。

通学区域は、行政区や地域のまとまりと整合していることが望ましい。

統合による再配置は、距離的な近さだけでなく、地域のまとまりに配慮して行うことが大切であると考ええる。また、これまで、様々な事情により通学区域と地域のまとまりに不整合が生じている地域については、可能な限り整合させるよう検討する必要がある。なお、統合が行われる場合は新しい地域コミュニティの創出になることに配慮しなくてはならない。

将来の人口推計が難しいことは、近年の中央区における集合住宅の建設状況などから十分理解ができる。しかし、見通しを持った学校適正配置を行うためには、市全体、可能ならば区ごとの学校数や学校配置の将来像を明らかにし、その将来像に向けて、学区調整や統合等のしかるべき対策を計画することが望ましい。その際、確保している学校用地の活用を併せて検討する必要がある。

4 学校適正配置の取り組み方について

本検討委員会は、第1次検討委員会の検討事項であった学校の規模と配置の基準だけでなく、学校適正配置の取り組み方についても答申することを求められた。学校適正配置の取り組み方について、本検討委員会のように各地域の代表を含めた公開の会議で議論することには、意義があると考え。特に、統合に関しては、公の場での議論が必要であると考え。

なぜなら、本格的な人口減少社会を迎え、市全体で見れば統合が必要であることについては市民の理解が得やすいものの、具体的にどのような地域や学校が統合の検討対象となるのか、どのように進めればよいのかについては、各地域それぞれの事情を反映して、様々な意見があるからである。また、地域の合意なしには統合を進めることは困難である。そこで、本検討委員会では、取り組み方の基本的な考え方を提言し、併せて教育環境改善のために先行して取り組むべき地域や学校を例示することとした。

以下、大規模校・小規模校への対応の基本的な考え方の整理と、そこから導かれる具体例の順で説明する。

(1) 大規模校・小規模校への対応

本検討委員会では、小中学校の望ましい規模を、小学校は18学級（各学年3学級）以上24学級以下、中学校は12学級（各学年4学級）以上24学級以下とした。ただし、学校適正配置を進める上では、学校規模を小・中学校とも12学級以上30学級以下の範囲に収めることとしている。これは、学校運営にとって望ましい規模とすることを基本に、学校教育法施行規則で12学級以上18学級以下を標準としていることや、31学級を超えると校舎建築への国庫補助が受けられないことなどを踏まえて設定したものである。

望ましい教育環境を確保するためには、学校規模の大規模化と小規模化は共に避けるべきである。そのため、6学級以下の小学校同士の統合を進めた第1次適正配置の成果を踏まえながら、本検討委員会では、小学校・中学校両方の大規模校と小規模校に、検討対象を広げた。

そして、小・中学校の望ましい規模の上限である24学級を超える25学級以上を大規模校とし、小・中学校の学校適正配置を行う上での規模以下である12学級未満を小規模校として、以下のように対応の基本的考え方をまとめた。

大規模校(25学級以上)について

大規模校については、以下の対応を検討する。なお、ア～エについては、その順での検討が望ましいが、校地や校舎の状況、通学区域となっている地域の実情等を踏まえた検討が必要である。

- ア 近接する学校との通学区域の調整により、学校規模の適正化を図る。
- イ 上記アと共に、通学区域の調整が困難な場合30学級までは、特別教室の改修や仮設校舎の建設を行う。
- ウ 上記ア・イの方法で対応すると共に、さらに長期間にわたり大規模校の状態が予測される場合は、増築を行う。
- エ 上記ア～ウの方法で対応すると共に、さらに過大規模校(31学級以上)化が長期にわたると予測され、かつ学校用地が確保されている場合は、新設校の検討を行う。

小規模校(12学級未満)について

本市の学校のうち、平成18年度及び平成24年度(推計)ともに12学級未満の小規模校は、小学校40校、中学校28校(表6)である。行政区による学校数の違いがわかるが、さらにこれらの学校の分布に注目してみると、図5・6のようになる。

表6 小規模小学校40校・中学校28校一覧

| 区 | 小学校40校<43校> | 中学校28校<30校> |
|------|--|-------------------------------------|
| 中央区 | 生浜、弁天、仁戸名、大巖寺 | 末広、葛城、椿森、松ヶ丘、川戸、星久喜 |
| 花見川区 | 畑、横戸、花見川第一、花見川第二、花見川第三、柏井、<西小中台> | 犢橋、花見川第一、さつきが丘、花見川第二、<天戸、朝日ヶ丘> |
| 稲毛区 | 弥生、小中台南 | 緑町、千草台、都賀 |
| 若葉区 | 千城、坂月、白井、更科、大宮、千城台北、千城台西、大宮台、千城台南、若松台、源<千城台旭、都賀の台> | 白井、更科、千城台西、大宮、千城台南 |
| 緑区 | 椎名、平山、大木戸、越智 | 土気、越智 |
| 美浜区 | 稲毛第二、幸町第二、高洲第二、真砂第三、真砂第四、高洲第四、真砂第五、稲浜、幸町第四、高浜第二、磯辺第二、高浜第三、磯辺第四 | 幸町第一、真砂第一、真砂第二、高洲第二、高浜、磯辺第一、稲浜、磯辺第二 |

*参考として、18年度は12学級以上であるが24年度推計で12学級未満となる学校を< >内に示す。これを入れると小学校43校、中学校30校となる。

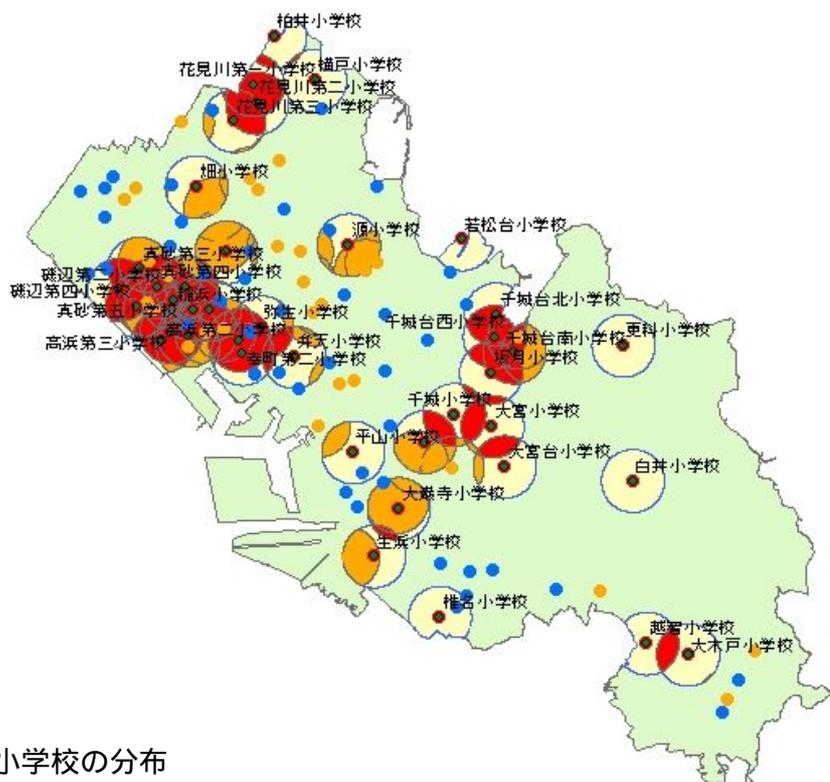


図5 小規模小学校の分布

* 18年度の小規模小学校（12学級未満）と18学級以下の小学校についてその所在地を中心にした半径1kmの通学区域の円を描いたもの。複数の小規模小学校が重なる所は濃く表されている。

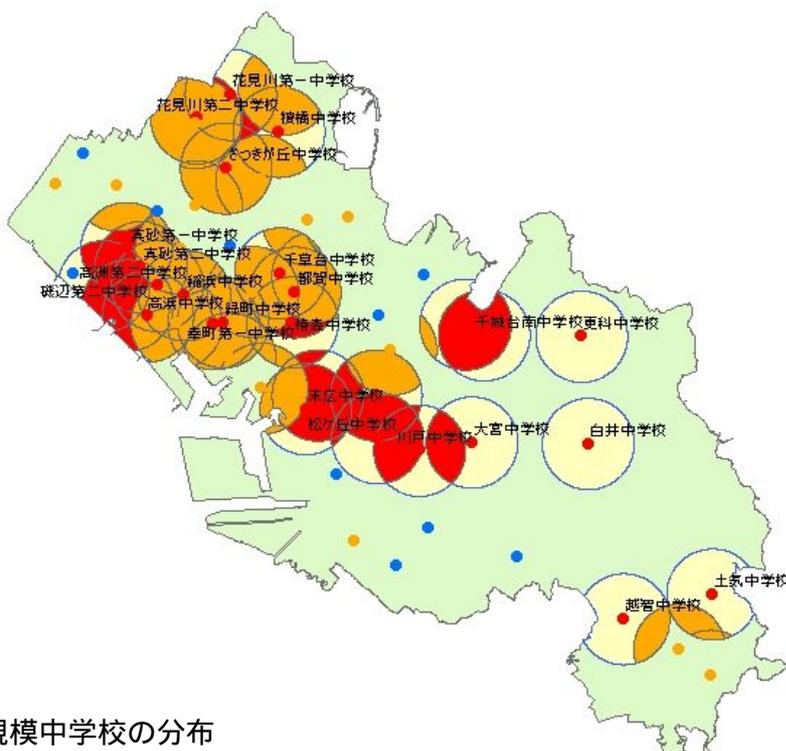


図6 小規模中学校の分布

* 18年度の小規模中学校（12学級未満）と18学級以下の中学校についてその所在地を中心にした半径1.5kmの通学区域の円を描いたもの。小規模中学校同士が重なる所は濃く表されている。

図5・6から明らかなことは、小規模校が集中している地域と分散している地域があるということである。したがって、小規模校の適正化については、地域性に応じた対応の仕方を検討する必要がある。

そこで、地域性に注目して、対応の基本的な考え方を整理した。以下のように、小規模校が集中している地域についてはAパターン、分散している地域の中でも学校が近接している地域についてはBパターン、学校間が離れている場合はCパターンに整理している。この考え方を示したものが、図7である。

なお、小規模校の適正化については、小・中学校の学校種別毎の統合だけではなく、小中一貫校など新たな学校制度の導入や、教育活動の連携、学校のネットワーク化など、多様な方法を検討してほしい。

- | |
|---|
| <p>ア 比較的狭い地域に複数ある小規模校については、地域の枠組みの中で、再編等により適正化を行う。(Aパターン)</p> <p>イ 分散している小規模校については、次の案を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">a 近接する小規模校または適正規模校との統合を行う。b 近接する大規模校または適正規模校との通学区域の調整により適正化を図る。c 通学手段の確保による離れた学校同士の統合を行う。(Cパターン) <p>ウ 上記ア・イの検討の際には、小中一貫校等、多様な方法も検討する。また、必要に応じて、通学区域の調整を検討する。</p> |
|---|

これまで述べてきた、大規模校と小規模校それぞれの対応を図8に示している。

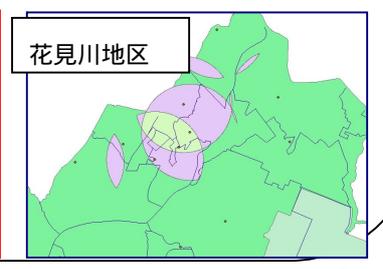
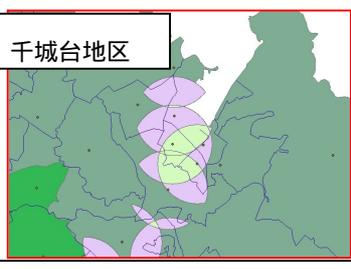
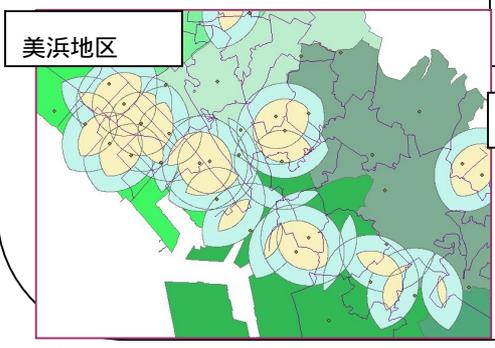
A
パターン

複数の小規模校が集中する地域
 地域単位で複数校を検討できる
 (併せて学区の調整を検討)
 小中を併せて検討

地域単位で実施計画を検討



- 花見川地区小規模校**
 小 4校 花見川一小、花見川二小、花見川三小、柏井小
 中 2校 < 3校 > 花見川一中、花見川二中、 < 天戸中 >
- 千城台地区小規模校**
 小 4校 < 5校 > 坂月小、千城台北小、千城台西小、
 千城台南小、 < 千城台旭 >
 中 2校 千城台西中、千城台南中
- 美浜地区小規模校**
 小 13校 稲毛二小、幸町二小、高洲二小、真砂三小、
 真砂四小、高洲四小、真砂五小、稲浜小、幸町四小、
 高浜二小、磯辺二小、高浜三小、磯辺四小
 中 8校 幸町一中、真砂一中、真砂二中、高洲二中、
 高浜中、磯辺一中、稲浜中、磯辺二中

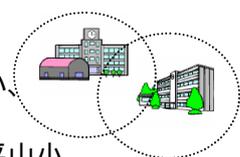


B
パターン

小規模校が分散する地域
 通学区域単位で相手校を検討できる
 (併せて通学区域の調整を検討)

地域で相手校を検討

- 相手校が近接する小規模校**
 小 16校 < 18校 >
 生浜小、弁天小、仁戸名小、大巖寺小、
 畑小、横戸小、弥生小、小中台南小、
 千城小、大宮小、大宮台小、源小、平山小、
 椎名小、大木戸小、越智小、 < 西小中台小、都賀の台小 >
 中 14校 < 15校 >
 末広中、葛城中、椿森中、松ヶ丘中、川戸中、星久喜中
 横橋中、さつきが丘中、 < 朝日ヶ丘中 >
 緑町中、千草台中、都賀中、
 土気中、越智中、更科中



C
パターン

相手校が配置基準外に存在する地域
 通学方法で相手校を検討できる
 (併せて通学区域の調整を検討)

地域で通学方法検討

- 相手校が近接しない小規模校(若葉区)**
 小 3校 白井小、更科小、若松台小
 中 2校 白井中、大宮中



*参考として、18年度は12学級以上であるが24年度推計で12学級未満となる学校を < > 内に示す。

図7 小規模校の適正化のパターン

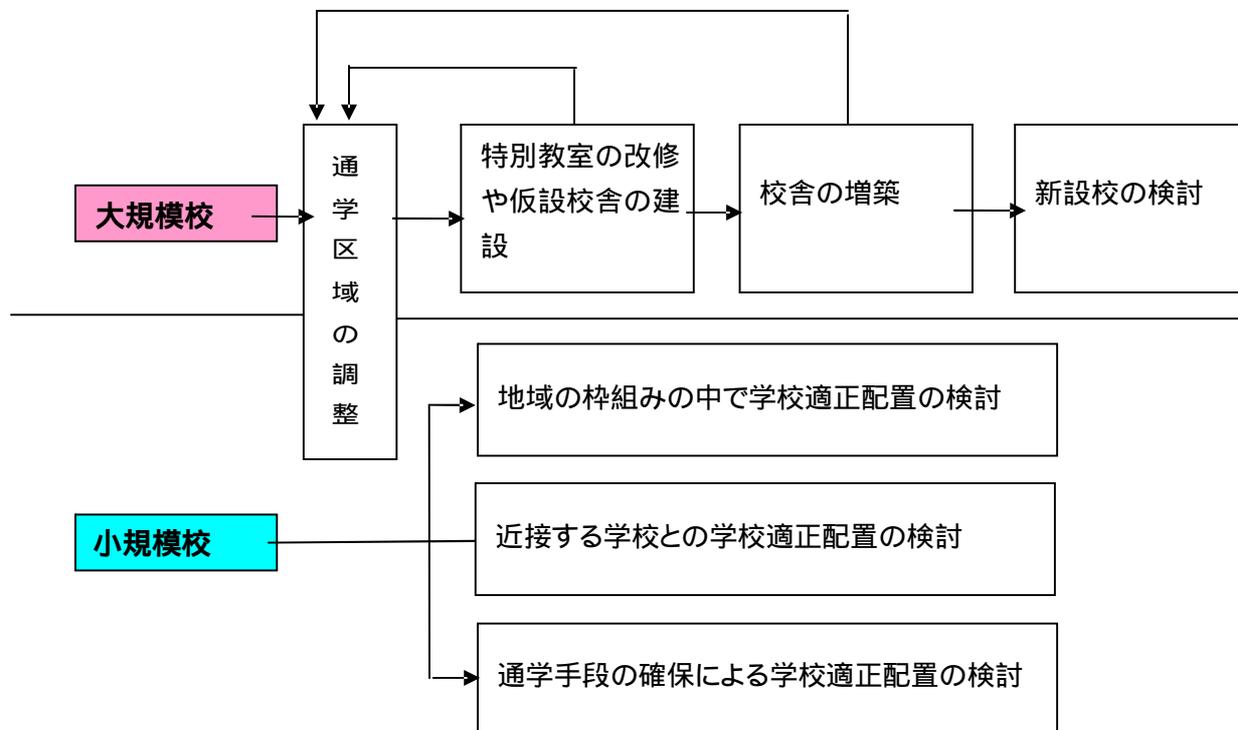


図8 学校規模の適正化の流れ

* 大規模校（25学級以上）と小規模校（12学級未満）への対応の流れを示した図

(2) 小規模校の学校適正配置の取り組み方

本検討委員会では、大規模校と小規模校両方の学校適正配置の取り組み方を審議したが、大規模校については先に述べた基本的な考え方が具体的な取り組み方を示していることから、ここでは今後特に必要となる小規模校の学校適正配置（統合）について、案の策定から跡地の利用までの流れにそって、具体的な進め方を提言したい。ここで学校適正配置（統合）の具体的な取り組み方を示すことは、今後、学校適正配置を円滑に推進するために必要であると考えます。

なお、教育委員会と「地元代表の協議会（仮称）」（以下協議会という）による学校適正配置（統合）案の策定にあたっては、「3 学校適正配置のあり方について」の「(3) 学校適正配置のあり方」に示した基本的考え方を踏まえていただきたい。

また、学校適正配置（統合）は、千葉市全体の児童生徒の教育環境を良くすることを目的として行われるべきものであることから、統合校の教育環境の条件整備に十分配慮するとともに、統合によるコストの削減分で、新たな教育を創出することなどを検討されたい。

学校適正配置(統合)について

A 学校適正配置(統合)計画案の策定

- ア 教育委員会は、学校適正配置(統合)を検討する地域や学校を公表する。
- イ 学校適正配置(統合)を検討する地域または通学区域に自治会、PTA・保護者会、青少年育成関係団体などから構成される、地元代表の協議会(仮称)を設置する。
- ウ 地元代表の協議会は、教育委員会から示された原案をもとに、必要に応じて地元・学校関係者などの意見を広く聞き、統合候補校、通学区域、統合時期、新たな教育環境の創出などを含む学校適正配置(統合)計画案を検討する。
- エ 地元代表の協議会と教育委員会が協議し、学校適正配置(統合)計画を策定する。

B 学校適正配置(統合)に向けての教育環境の条件整備

・教育委員会は、新しい学校におけるハード面とソフト面で教育環境の以下に示す条件整備を具体的に説明し、学校適正配置(統合)によるメリットを示す必要がある。また、学校適正配置(統合)により削減した財源分は、教育環境充実に使うよう努める。

- ア 将来にわたって適正規模が維持できるようにする。
- イ 通学路の安全性を確保する。
 - ・通学路の安全性を確認して、安全な通学路の確保に努める。
 - ・既存の安全対策の充実を図る。(例えば通学路安全マップの作成、学校セイフティウォッチャーなど)
 - ・新たな通学路の指定に関して、必要となる交通安全施設については、関係機関に要望する。(例えば信号機や横断歩道等)
- ウ 教育資源の再配分の観点から、教育環境がより良くなるよう、新設校にふさわしいハード面・ソフト面の整備を図る。
 - a <ハード面> 校舎の経年を考慮しつつ、大規模改修、改築等により、施設設備の充実を図る。
 - ・新しい学校のスタートが実感できる校舎の整備、体育館・プールの修繕、校庭整備、校門整備等に努める。
 - ・校舎の経年と現状を勘案し、大規模改修と改築を検討する。

b <ソフト面> 統合により生じる急激な教育環境の変化に伴う子どもたちの負担等を軽減すると共に、教育内容の充実を図るため、教職員配置などに次のような一定期間の措置を行う。

・合意形成から統合実施までの準備期間における、交流事業の実施及びカウンセリングなどの方策を検討する。

・統合実施から一定の期間は統合校に教員を加配するよう努める。

・統合実施の際は、当該地域の実情を勘案した教職員の異動と配置が望ましい。

エ 子どもルームなど既存の公共施設は、統合後も存続できるよう配慮する。

オ 新校名とすることを原則とし、統合対象校の歴史の保管に配慮する。

C 学校適正配置(統合)の合意形成

ア 学校適正配置(統合)にあたっては、学校適正配置(統合)計画案に対する地元(当該児童生徒の保護者、対象となる地域の住民)の合意形成を図ることが重要である。

イ 地元の合意形成とは、十分な討議がなされることであり、地元代表の協議会が中心となって行う。

ウ 合意形成が得られた地域については、教育委員会が責任を持って、学校適正配置を推進する。

D 学校適正配置(統合)の時期と移行期間の設定

ア 学校適正配置(統合)についての合意形成がなされた後は、地元代表と教員代表等による統合準備会(仮称)を設置する。

イ 学校適正配置(統合)をする際は、統合の実施時期とそれまでの移行期間を定める。適正配置(統合)は、合意形成がなされてから5年以内の実施を目安とする。

ウ 学校適正配置(統合)準備会は、児童生徒や保護者・教職員の意見の把握に努めると共に、移行期間には可能な限り児童生徒の交流事業等を実施し、準備を進める。

E 跡地利用の検討

ア 学校が地域の中核的な役割を担っていることから、跡地利用についても、地元の様々な活動の場や、地域の活性化・発展のために有効な活用方法を検討する。

イ 市は、跡地の活用にあたって、地元の要望に配慮しながら、様々な視点から総合的な検討を進める。

学校適正配置(統合)の具体例

本検討委員会では、本市の実態を踏まえた具体的な学校適正配置計画を想定しながら、学校適正配置の基本的な考え方について審議を行ってきた。報告書の結びにあたり、学校適正配置(統合)の具体例についてA・B・Cのパターン別に示したい。

この中で、まず学校適正配置(統合)を先行して検討すべきなのは、小規模校が比較的狭い地域に集中しているAパターンの地域であり、以下のアに示す地域の枠組みの中での再編等を検討する地域であるとする。

なお、基本的な考え方から導かれた具体例を示すが、教育委員会では、この案を斟酌し、改めて学校適正配置(統合)の原案を策定していただきたい。

ア 地域の枠組みの中での再編等による適正配置(統合) - Aパターン

地域の枠組みの中で学校適正配置(統合)の検討が必要な地域を抽出するために、本検討委員会では、小規模校の所在地を中心に、小学校は半径1km、中学校は半径1.5kmの円を描き、それらの円が多く重なっている地域に注目した。円が多く重なる地域は、比較的狭い地域に小規模校が集まっている地域である。(図5、6 p18「小規模小学校・中学校の分布」参照)

その結果、花見川団地を中心とする「花見川地区」、千城台団地を中心とする「千城台地区」、打瀬や幕張西地区を除く美浜区の「美浜地区」の3地域に注目した。(図7 P20「小規模校の適正化のパターン」参照)

3地域は小中学校の複数の小規模校が集中しており、まず、重点的に学校適正配置に取り組むべきと位置づけた。

それぞれの地区の小・中学校数とその中での小規模校(平成18年度と平成24年度ともに12学級未満)数、児童生徒数(平成18年度)は、表8の通りである。

これらの地区の児童生徒を、1学級当り小学校32人・中学校35人で割って学級数を算出し、それを小・中学校とも18学級規模にならして算出した学校数は表8の通りとなる。この計算の根拠となる1学級当りの児童生徒数は、現在の千葉市の1学級当りの平均・児童生徒数である。また、小規模校同士の

統合ではなく、地域全体での学校適正配置を行うという考えに基づいている。

なお、「美浜地区」については、小規模小・中学校が21校である。そこで、地域単位の学校適正配置（統合）をより進めやすくするために、真砂・磯辺・高洲・高浜・幸町など地域ごとのまとまりを勘案して、5か所の地域の枠組みを設定し（図9）同様の方法で統合する場合の学校数も算出しているので、参考としていただきたい。（表9）

表7 18学級未満を18学級（望ましい規模）にした場合の学校数（参考）

| | | | |
|-----|--------|---------|---------|
| | 18学級未満 | 18～24学級 | 25～30学級 |
| 小学校 | 82校 | 32校 | 6校 |
| 中学校 | 51校 | 5校 | - |

* 18学級（望ましい規模）とする

| | 区 | 現学校数 | 児童生徒数 | 1校あたり | 18学級規模にした場合の学校数 |
|-----|------|-------------|---------|---------|-----------------|
| | | 全市(18学級未満校) | 18学級未満校 | 18学級未満校 | 全市(18学級未満校) |
| 小学校 | 中央区 | 19 (13) | 4,137 | 318.2人 | 14 (13.8) |
| | 花見川区 | 23 (16) | 5,132 | 320.8人 | 16 (16.9) |
| | 稲毛区 | 16 (9) | 3,366 | 374.0人 | 13 (9.6) |
| | 若葉区 | 20 (15) | 3,376 | 225.1人 | 11 (15.6) |
| | 緑区 | 16 (8) | 2,565 | 320.6人 | 13 (8.5) |
| | 美浜区 | 26 (21) | 5,120 | 243.8人 | 14 (21.9) |
| | 全市 | 120 (82) | 23,696 | 289.0人 | 80 (82.42) |
| 中学校 | 中央区 | 9 (8) | 2,467 | 308.4人 | 5 (8.4) |
| | 花見川区 | 11 (10) | 3,545 | 354.5人 | 7 (10.6) |
| | 稲毛区 | 7 (7) | 2,835 | 405.0人 | 5 (7.5) |
| | 若葉区 | 10 (10) | 3,856 | 385.6人 | 7 (10.7) |
| | 緑区 | 7 (4) | 1,450 | 362.5人 | 6 (4.3) |
| | 美浜区 | 12 (12) | 3,265 | 272.1人 | 6 (12.6) |
| | 全市 | 56 (51) | 17,418 | 341.5人 | 33 (51.28) |

* 全市小中18学級未満校を対象に整理し、現在平均の小学校32人学級、中学校35人学級で単純計算した

* データ上の参考の学校数は、各区の校数合計が全市の校数にはならない

表8 地域の枠組みの具体例 12学級未満校が集まっている地域を18学級にした場合

| | | 学校数(小規模校) | 児童生徒数 | 18学級規模 |
|-------|-----|-----------|--------|--------|
| 花見川地区 | 小学校 | 7(4)校 | 2,218人 | 4校 |
| | 中学校 | 3(2) | 963 | 2 |
| 千城台地区 | 小学校 | 6(4) | 1,393 | 3 |
| | 中学校 | 2(2) | 617 | 1 |
| 美浜地区 | 小学校 | 22(13) | 6,081 | 11 |
| | 中学校 | 10(8) | 2,422 | 4 |

5か所の地域

| | 小学校 | | 中学校 | |
|--------------|------|--------|------|--------|
| | 現学校数 | 18学級規模 | 現学校数 | 18学級規模 |
| ア. 真砂地区 | 4 | 2 | 2 | 1 |
| イ. 磯辺地区 | 4 | 2 | 2 | 1 |
| ウ. 高洲・稲毛海岸地区 | 4 | 2 | 2 | 1 |
| エ. 高洲・高浜地区 | 6 | 4 | 2 | 2 |
| オ. 幸町地区 | 4 | 3 | 2 | 1 |

表9 複数小規模校集中地域の小規模小学校21校<22校>、小規模中学校12校<13校>

Aパターン 花見川地区と千城台地区の他5か所の地域の枠組みを設定

| 区 | 検討地区の小中学校(12学級未満は21校<22校>) | | 18学級規模にした参考値 | 検討地区の小中学校(12学級未満は12校<13校>) | | 18学級規模にした参考値 |
|---------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------|----------------------------|----------------|--------------|
| | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | 中学校 | |
| 花見川地区 | 小規模校 小4中2 | 花見川一小、花見川二小、 花見川三小、柏井小 | 7 4校 (3.9校) | 花見川一中、花見川二中 | 3 2校 (1.6校) | |
| | その他 小3中1 | 長作小、作新小、花島小 | | <天戸中> | | |
| 千城台地区 | 小規模校 小4中2 | 坂月小、千城台北小、 千城台西小、千城台南小 | 6 3校 (2.4校) | 千城台西中、千城台南中 | 2 1校 (1.0校) | |
| | その他 小2中0 | 千城台東小、<千城台旭小> | | | | |
| 美浜1、 真砂地区 | 小規模校 小2中2 | 真砂三小、真砂四小 | 4 2校 (2.0校) | 真砂一中、真砂二中 | 2 1校 (0.8校) | |
| | その他 小2中0 | 真砂一小、真砂二小 | | | | |
| 美浜2、 磯辺地区 | 小規模校 小2中2 | 磯辺二小、磯辺四小 | 4 2校 (1.9校) | 磯辺一中、磯辺二中 | 2 1校 (0.8校) | |
| | その他 小2中0 | 磯辺一小、磯辺三小 | | | | |
| 美浜3、 高洲・稲 毛海岸地 区 | 小規模校 小4中2 | 稲毛二小、高洲四小、 真砂五小、稲浜小 | 4 2校 (1.1校) | 高洲二中、稲浜中 | 2 1校 (0.4校) | |
| | その他 小0中0 | - | | - | | |
| 美浜4、 高洲・高 浜地区 | 小規模校 小3中1 | 高洲二小、高浜二小、 高浜三小 | 6 4校 (3.3校) | 高浜中 | 2 2校 (1.1校) | |
| | その他 小3中1 | 高洲一小、高洲三小、 高浜一小 | | 高洲一中 | | |
| 美浜5、 幸町地区 | 小規模校 小2中1 | 幸町二小、幸町四小 | 4 3校 (2.4校) | 幸町一中 | 2 1校 (0.9校) | |
| | その他 小2中1 | 幸町一小、幸町三小 | | 幸町二中 | | |

* 小規模校は、平成18年・24年とも12学級未満とした。その他は平成18年・24年のいずれかが12学級以上。参考として18年度は12学級以上であるが24年度推計で12学級未満となる学校を< >内に示す。

* 小中学校数は、平成18年は5月1日現在の児童生徒数をもとに、小学校は1学級32人、中学校は1学級35人の18学級規模とした場合の、単純計算によるデータ上の参考値。

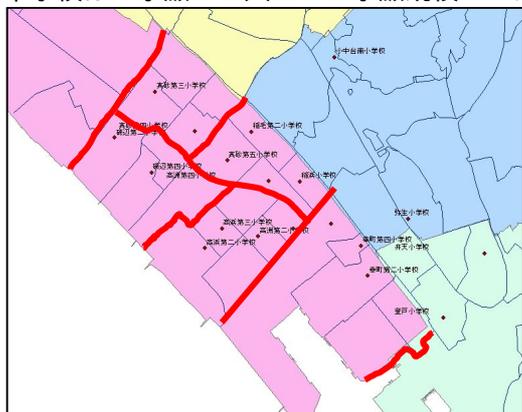


図9 美浜地区の地区割りイメージ図(5か所の地域の枠組み)

イ 近接する学校との学校適正配置(統合) - Bパターン

小規模校が分散している地域では、近接する小規模校や適正規模校との統合や、近接する大規模校または適正規模校との学区調整による規模の適正化など多様な方法を検討する必要がある。

そのような検討が考えられる学校と直線距離で小学校2 km、中学校3 km以内に立地する学校について、以下のように整理し、これらの地域は、順次地域の声を聞きながら学校適正配置を検討するべきと考える。(表10, 11)

表10 近接する学校との検討が考えられる小規模小学校16校<18校>

Bパターン

| 区 | 小規模校 小学校 | 直線距離2km以内に立地する小学校 行政区外の小学校は除く | | |
|------|-------------|----------------------------------|--|-------------|
| | | 12学級未満 | 12学級以上18学級以下 | 19学級以上 |
| 中央区 | 生浜小 | 大巖寺小 | 生浜西小、生浜東小 | 院内小 |
| | 弁天小 | 本町小、登戸小 | 新宿小、鶴沢小 | 星久喜小 |
| | 仁戸名小 | 松ヶ丘小 | 大森小、川戸小 | 蘇我小、宮崎小 |
| | 大巖寺小 | 生浜小、松ヶ丘小 | 大森小、生浜東小 | 花園小、瑞穂小 |
| 花見川区 | 畑小 | 長作小 | 検見川小、幕張東小 <西小中台小>、さつきが丘東小、 さつきが丘西小、朝日ヶ丘小 | 花園小、瑞穂小 |
| | 横戸小 | 花見川一小、花見川二小、 柏井小 | | こてはし台小 |
| | <西小中台小> | 畑小 | 検見川小、さつきが丘東小、 さつきが丘西小 | 花園小、瑞穂小 |
| 稲毛区 | 弥生小 | | 都賀小、稲丘小、緑町小、 千草台小、千草台東小 | 轟町小、小中台小 |
| | 小中台南小 | | 稲毛小、稲丘小、柏台小 | 園生小、小中台小 |
| 若葉区 | 大宮台小 | 大宮小 | | |
| | 大宮小 | 千城小、坂月小、大宮台小 | | |
| | 千城小 | 坂月小、大宮小 | | |
| | 源小 | | みつわ台北小、<都賀の台小> | みつわ台南小 |
| | <都賀の台小> | 源小 | みつわ台北小 | 北貝塚小、みつわ台南小 |
| 緑区 | 越智小 | 大木戸小 | | |
| | 平山小 | | 泉谷小、扇田小 | 小谷小、有吉小 |
| | 椎名小 | | 泉谷小、金沢小、扇田小 | おゆみ野南小 |
| | 大木戸小 | 越智小 | 土気小、あずみが丘小 | 土気南小、大椎小 |

* 小規模校は、平成18年・24年とも12学級未満とした。12学級未満と12学級以上18学級以下、19学級以上は、平成18年5月1日現在。参考として、18年度は12学級以上であるが24年度推計で12学級未満となる学校を< >内に示す。

* 距離は学校間の直線距離、行政区外の学校は除いた。

表 1 1 近接する学校との検討が考えられる小規模中学校 1 4 校 < 1 5 校 >

B パターン

| 区 | 小規模校 中学校 | 直線距離 3 km 以内に立地する中学校 行政区外の中学校は除く | | |
|------|-------------|--|---------------------|---------|
| | | 12 学級未満 | 12 学級以上 18 学級以下 | 19 学級以上 |
| 中央区 | 川戸中 | 松ヶ丘中、星久喜中 | | 蘇我中 |
| | 星久喜中 | 末広中、葛城中、 松ヶ丘中、川戸中 | | 蘇我中 |
| | 末広中 | 葛城中、椿森中、新宿中、 松ヶ丘中、星久喜中 | | 蘇我中 |
| | 椿森中 | 末広中、葛城中、新宿中 | | |
| | 松ヶ丘中 | 末広中、葛城中、 川戸中、星久喜中 | | 蘇我中 |
| | 葛城中 | 末広中、椿森中、新宿中、 松ヶ丘中、星久喜中 | | 蘇我中 |
| 花見川区 | さつきが丘中 | 犢橋中、花見川一中、 緑が丘中、花見川二中 | 幕張中、天戸中、 <朝日ヶ丘中> | 花園中 |
| | 犢橋中 | 花見川一中、花見川二中、 さつきが丘中、こてはし台中、 緑が丘中 | 天戸中 | |
| | <朝日ヶ丘中> | さつきが丘中、緑が丘中、 花見川二中 | 幕張中、天戸中 | 花園中 |
| 稲毛区 | 千草台中 | 緑町中、都賀中 | 小中台中、轟町中、草野中 | |
| | 緑町中 | 千草台中、都賀中 | 小中台中、轟町中、稲毛中 | |
| | 都賀中 | 緑町中、千草台中 | 小中台中、轟町中、草野中 | |
| 若葉区 | 更科中 | 千城台南中 | | |
| 緑区 | 越智中 | 土気中 | 土気南中、大椎中 | |
| | 土気中 | 越智中 | 土気南中、大椎中 | |

* 小規模校は、平成 1 8 年・2 4 年とも 1 2 学級未満とした。1 2 学級未満と 1 2 学級以上 1 8 学級以下、1 9 学級以上は、平成 1 8 年 5 月 1 日現在。参考として、1 8 年度は 1 2 学級以上であるが 2 4 年度推計で 1 2 学級未満となる学校を < > 内に示す。

* 距離は学校間の直線距離、行政区外の学校は除いた。

ウ 通学手段の確保による離れた学校同士の適正配置(統合) - C パターン

小規模校が離れて存在している場合は、離れて存在する小規模校や適正規模校と、スクールバスなどによる通学手段の確保により、学校適正配置(統合)の検討が可能である。また、1 小 1 中などの通学区域で小中学校が比較的近い場合は、小中一貫校についても検討してほしい。

そのような学校として、以下の 5 校が挙げられる。(表 1 2)

表 1 2 離れて存在する小規模校 **C パターン**

| | | |
|---------|------------------|---------------|
| 通学方法を検討 | 白井小 大宮台小 3.8km | 白井中 大宮中 3.2km |
| | 更科小 千城台旭小 2.6km | 大宮中 白井中 3.2km |
| | 若松台小 千城台北小 2.4km | |

* 小規模校は、平成 1 8 年・2 4 年とも 1 2 学級未満とした。1 2 学級未満と 1 8 学級未満は、平成 1 8 年 5 月 1 日現在。平成 1 8 年は 5 月 1 日現在の児童生徒数、平成 2 4 年は推計値。

* 距離は学校間の直線距離を示しており、行政区外の学校は除いた。

エ 大規模校の適正配置

大規模校（25学級以上）小学校は、平成18年度現在、6校ある。その中で、24年度の推計値が25学級以上の小学校は2校となる。中学校については、18年度現在大規模校はないが、24年度の推計値が25学級以上の中学校として5中学校が挙げられる。（表13）

これらの学校については、将来を見通して、通学区域の調整と共に、特別教室の改修、仮設校舎の建築、新設校の計画等の検討が必要である。

表13 25学級以上の大規模校

| | 小学校2校 | (中学校5校) |
|--------------|--------------------------------|--|
| 大規模校(25学級以上) | 宮崎小 26学級 31学級 桜木小 30学級 25学級 | (花園中23学級 27学級) (蘇我中23学級 29学級) (泉谷中22学級 31学級) (打瀬中15学級 27学級) (有吉中22学級 25学級) |

* 大規模校は、平成18年・24年とも25学級以上とした。

* 学校数は、左の数字が平成18年、右の数字が平成24年（推計値）。

* 中学校は現在大規模校がないため、24年に25学級以上を掲載。

* 泉谷中学校・有吉中学校は平成23年の鎌取第三中学校（仮称）の開校により学校規模が適正化される予定である。

5 おわりに ～学校適正配置の推進に向けて～

第2次学校適正配置検討委員会は、学校適正配置のあり方について、適正規模と学校配置から適正配置の基準を定め、その基準に基づいて学校適正配置の検討が必要な地域を例に、具体的な適正配置の取り組み方を提言した。本検討委員会は、この度の答申をもって、子どもたちのためにより良い教育環境の整備を目的とした学校適正配置の推進を、千葉市教育委員会へ委ねることになる。

現状と課題で指摘したように、本市では小規模校の集中地域や、学校の大規模化が懸念される地域など、教育環境に地域格差が見られ、公平な教育環境の確保の観点からも、学校適正配置に早急に取り組まなければならないと考える。

教育委員会ができる限り早い時期に学校適正配置の基本方針を定め、地域の特性に対応した学校適正配置に、計画的に取り組むことを強く期待する。また、学校適正配置の推進にあたっては、将来を見据え、教育の質を上げるための財政処置を併せてお願いしたい。そして、子どもたちと教師の笑顔が溢れる教育環境の整備に向けて全力で取り組んで頂きたい。

諮問（依頼）

第2次千葉市学校適正配置

検討委員会委員長 殿

千葉市学校適正配置検討委員会設置要綱第2条により、次に掲げる事項について検討の上、提言を頂きたく、別紙理由を添えて諮問いたします。

諮問事項

千葉市立小・中学校の学校適正配置の基本的考え方について

平成18年6月30日

千葉市教育委員会
教育長 飯森 幸弘

諮問理由

1 趣旨

本市においては、幕張新都心や緑区を中心とする大規模住宅開発などにより、市全体の児童生徒数は緩やかな増加傾向にありますが、少子化の影響を受け、昭和60年代以降、多くの学校で小規模化が進んでおります。

これまで本市では、第1次学校適正配置検討委員会でまとめられた学校適正配置の基本的考え方をもとに、学校の統合に取り組んできました。その結果、旧花見川第四小学校と旧花見川第五小学校の地域では、地元の主体的な取り組みにより、合意形成が図られ、本年4月に花島小学校が開校しました。

少子高齢化社会が急速に進行する中で、学校適正配置はこれから長期にわたり取り組まなくてはならない課題であり、新しい時代への総合的な教育環境整備の一環として、学校適正配置を今後さらに計画的に進めるため、新たな「学校適正配置の基本的考え方について」検討をお願いするものであります。

そこで、次の2点の検討事項等について、検討をお願いします。

2 検討事項

(1) 学校適正配置のあり方について

第1次学校適正配置検討委員会の基本的考え方を踏まえ、「子どもの教育環境」、「学校運営と指導体制」等の視点から「適正規模」及び「学校配置」について、検討をお願いいたします。

(2) 学校適正配置の取り組み方について

新たな学校適正配置のあり方を踏まえて、どのように、学校適正配置を進めていくべきか、条件整備を含め「取り組み方策」について、検討をお願いいたします。

第2次千葉市学校適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市立小学校及び中学校の適正配置に係る基本方針を策定するにあたり、学識経験者や市民代表等から広く意見を聞き検討するため、第2次千葉市学校適正配置検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査及び検討を行い、教育委員会へ提言する。

- (1) 学校適正配置の在り方について
- (2) 学校適正配置の取組み方について
- (3) その他学校を適正に配置するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市立学校の代表者
- (4) 市民の代表者

3 委員の任期は、提言までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理するとともに委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、関係者に必要な資料の提供を求め、又は委員会の会議に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から施行し、提言の策定をもってその効力を失う。

第2次千葉市学校適正配置検討委員会委員名簿

| 区分 | 氏 名 | 所 属 | |
|---------|--------|-----------------------------------|------------------|
| 学識経験者 | 明石 要一 | 千葉大学教育学部長 | |
| | 貞廣 斎子 | 千葉大学教育学部 助教授 | |
| 関係団体の代表 | 秋元 裕子 | 社団法人千葉青年会議所 直前理事長 | |
| | 大和久 清子 | 千葉市PTA連絡協議会 副会長 | |
| | 小川 博子 | 千葉市青少年育成委員会会長会 緑が丘中学校区青少年育成委員会 会長 | |
| | 田原 洋子 | 千葉市子ども会育成連絡会 会長 | |
| | 升川 光博 | 千葉市教育研究会 事務局長 | |
| 市立学校の代表 | 市川 百合子 | 千葉市立小学校長会 副会長 | |
| | 鵜飼 憲雄 | 千葉市立中学校長会 副会長 | |
| 市民の代表 | 若葉区 | 安達 満夫 | 若葉区町内自治会連絡協議会 会長 |
| | 花見川区 | 黒田 實 | 花見川区花見川団地自治会 会長 |
| | 中央区 | 佐藤 勇吉 | 中央区町内自治会連絡協議会 会長 |
| | 緑区 | 豊田 洋祐 | 緑区町内自治会連絡協議会 会長 |
| | 稲毛区 | 長井 巧 | 稲毛区町内自治会連絡協議会 会長 |
| | 美浜区 | 長岡 正明 | 美浜区千葉幸町団地自治会 会長 |
| | 美浜区 | 吉岡 靖之 | 美浜区磯辺自治会 会長 |

(学識経験者等区分別に五十音順で記載 敬称略)